

**令和5年度 山梨地方最低賃金審議会**  
**第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、**  
**情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会 議事録（一部議事要旨）**

1 日 時：令和5年10月13日（金）午後1時50分～午後3時38分

2 場 所：山梨労働局 1階会議室

3 出席者：公益代表：石垣委員、今井委員、門野委員  
労働者代表：数野委員、小林委員、三輪委員  
使用者代表：加藤委員、佐々木委員、山岸委員  
事務局：岡村労働基準部長、井上賃金室長、平出室長補佐

4 議 事

（1）改正審議

（2）その他

5 審議会内容

（賃金室長）

本日は、皆様御多用のところお集まりいただきまして大変ありがとうございます。

皆様お揃いですので、少し早いですが、ただいまから、令和5年度山梨地方最低賃金審議会第2回山梨県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、全委員の皆様にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定によりまして、審議会を開催し、決議することができますことを御報告いたします。

それでは、今井部会長、以後の議事につきまして、進行をお願いいたします。

（今井部会長）

それでは、早速、金額の審議に入りたいと思いますが、その前に事務局で何かありますか。

（賃金室長）

それでは、2点、説明をさせていただきます。

まず、1点目は、金額審議を行う会場についてです。

例年と同様に、本年度も公益委員と各側委員との金額折衝はこちらの会議室で行

っていただきます。

各側の控室につきましては、労働者側は「3階の相談室」、使用者側は「2階の相談室」を御用意しております。

待機いただく際には、事務局が御案内いたします。

また、金額折衝を行っていただく際には、控室に事務局が御案内に参りますので、よろしく願いいたします。

続いて資料の説明をさせていただきます。

本日、封筒の中に、左肩をホッチキス止めしております、「山梨地方最低賃金審議会審議資料」という資料と、上に「令和5年度 電気機械器具製造業最低賃金の改正状況」と書かれている表が記載されている資料の2種類入れております。

審議資料の1ページ目と一枚紙の資料は同じものでありまして、審議資料を作成しましてから、本日の午前中までに改正の金額がわかったものを追記したのが一枚紙の資料になりますので、一枚紙の資料を御覧いただければと思います。

一枚紙の資料を御覧いただきますと中ほどに改正額という列がございます。

こちらに金額が入っているものが、これまでに今年度の電気機械器具製造業関係の最低賃金の改正額が決定している都道府県ということになります。

現在、12道府県で改正額が決定している状況でございます。

審議資料の3ページ、紹介だけさせていただきます。

山梨県鉱工業指数の資料になります。

第1回専門部会に提出させていただいたものの最新版ということになりますので、金額審議の参考にしていただければと思います。

以上でございます。

(今井部会長)

ただいまの説明について、何か御質問等はございますか。

(各側委員)

(質問等なし。)

(今井部会長)

御質問等がありましたら、いつでも質問していただければと思います。

## 【 議事(1) 改正審議 】

(今井部会長)

それでは、これより、具体的な金額審議に入ります。

本年度も、審議の効率化を図る観点から、労使双方から事前に、主張される金額をお知らせいただいているところですが、改めて、この場で金額及びその金額を提

示した理由を簡単に説明していただきたいと思います。

まず、労働者側からお願いします。

(小林委員)

それでは、労働者側として、私、小林のほうから説明させていただきたいと思います。

まず、提示額につきましては、昨日、共有されたかと思いますが、48円ということで、まず提示をさせていただきました。

考え方ということでございますけれども、こちらにつきましては、2023年の春闘の結果を受けまして、我々組織内労働者の平均の最低賃金、この2023年の春闘結果で、産業別最低賃金がですね、173,500円というかたちになりまして、昨年からプラス7,000円の引き上げになっております。

この上昇率ということで計算しますと4.2%位になるかと思うんですけれども、これに乗じた額ということになります。

4.2%に対して、本来であれば現在の特定最低賃金の959円に4.2%ということになるのかなとお感じになるのかなと思うんですけれども。

我々からすると、率だけで行きますと、組織内労働者との差が縮まらないというところが気にもなるところでございますので、我々組織内労働者として、今ある平均的な最賃額である、1,123円に4.2%をかけて48円という形で提示させていただいております。

以上になります。

(今井部会長)

次に使用者側、お願いします。

(山岸委員)

使用者側としては、16円アップの975円を提示させていただいております。

その根拠といたしましては、基本的に使用者側の論理としては、支払い能力の範囲内を、まずは根拠とすべきであろう、という考え方から、いただいている資料、審議資料の7ページ、Bランク製造業のパート賃金の上昇率1.659%に基づきまして、16円というふうに出させていただいております。

以上です。

(今井部会長)

ただいま、労使双方から金額を提示いただきました。

従前の例に従いまして、これから、公益委員による各側との個別折衝を、まず、労働者側と行います。

その前に公益委員内で打合せを行いたいと思いますので、各側の委員には、一旦

控室で待機をお願いいたします。

それでは、一旦専門部会の審議を中断いたします。

(以下、金額折衝を実施。)

概要は、以下のとおり。

1 公益委員による事前打合せ

2 労働者側との折衝

ア 労働者側の主張

現行の特定最低賃金額をベースにすると組織内労働者との差が縮まらない事から、組織内労働者の平均最低賃金を用いたい。

使用者側委員のいう「支払い能力」とは何なのか、根拠を教えてほしい。

現在の電気の金額に4.2%をかけても40円を超えるので、引上げ額40円台は譲れない。

イ 折衝の結果

連合山梨加盟組合のうち地場企業、100人未満規模での引き上げ率3.98%を組織内労働者の平均最低賃金1,123円に乗じた44円を提示。

3 使用者側との折衝

ア 使用者側の主張

下請に対する厳しい値下げ要請や価格転嫁が進まない状況下で、大手の会社をベースにした引上げ率に中小零細企業が引っ張られるのは理不尽。

少なくとも全国平均の数字であれば、どんな経営環境にある企業でも寛恕する必要がある水準とも言える。

山梨の特定最低賃金額は他県に比べて低いわけではない。

地域別最低賃金との差があると他産業からの風当たりは強い。

他県では地域別最低賃金の引上げ額を上回る特定最低賃金引上げ額となっていてるところもあるが、地域別最低賃金を上回る根拠は何なのか疑問。

その業種が、生産性が高い企業ばかりであればやぶさかではないが、中小零細全体では地域別最低賃金引上げ額を上回る引上げ額とする生産性が業種としてあるのか疑問。

イ 折衝の結果

第4表の一般・パート計の上昇率2.3%を現行額に乗じた22円を提示。

(以上で金額折衝を終了)

(今井部会長)

審議を再開いたします。

労使双方に個別にお伺いしまして、金額及び考えを伺いました。

労使の主張には、まだ隔たりが大きく、公益側としては、このまま審議を進めて

も進展が見込めないと思われますので、本日はここまでとし、一旦審議を打ち切りたいと思います

労使各側とも、もう一度よく検討していただきまして、ぜひ全会一致での採決となりますよう、時間を取って、十分にお考えいただきたいと思います。

よろしくをお願いします。

次回は10月17日に第3回の審議を行いたいと思いますのでよろしくお願いします。

次回の審議をもちまして結審の予定となっておりますので、先ほど申し上げましたとおり、具体的な金額につきまして、もう少し御検討いただきまして、労使双方で一致となるようなところに持っていきたいと思いますので、前向きな検討をお願いいたします。

### 【 議事（２） その他 】

（今井部会長）

それでは、議事の「その他」に入りますが、各側から何かございますか。

（各側委員）

（意見等なし。）

（今井部会長）

それでは、事務局からお願いします。

（賃金室長）

ただいま、部会長からお話ございましたが、次回、第3回の専門部会は、10月17日火曜日、午前9時30分から、本日と同じ、1階会議室で行いますので、お集まりいただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

（今井部会長）

以上で、第2回専門部会を終了したいと思います。

なお、本日の議事録の確認ですが、小林委員と山岸委員にお願いします。

本日はお疲れさまでした。